# 東京都感染拡大防止協力金(第2回)について

# よくあるお問い合わせ

## ○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか?

今回延長された「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主及びNPO法人等が、休業の要請等に全面的な協力をいただいた場合に受け取れます。

# ○ 5月7日から休業していないと、協力金は支給されないのですか?

令和2年5月7日(木)から緊急事態措置期間中において休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮)にご協力をいただく必要があります。

# ○ 申請書はどこでもらえますか?

第2回の申請書は、6月17日(水)からWEB申請サイトで入手することができます。また、最寄りの都税事務所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

### ○ 第1回の協力金を受給しましたが、第2回も申請できるのですか?

この協力金はそれぞれの期間に応じて設定していますので、対象の期間において 休業の要請等に全面的に協力いただいている場合には、第2回目も受け取ることが できます。

### ○ 申請には、第1回のときと同じ添付書類が必要でしょうか?

今回申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、提出書類を簡素化する予定です。

### ○ 第1回の申請と第2回の申請を一緒に提出することはできますか?

第1回の申請受付期間は、6月15日(月)まで(当日消印有効)です。第2回の受付開始は6月17日(水)からとなっているため、一緒に提出することはできません。